

平成23年7月8日

高等検察庁次席検事（東京，大阪，広島，福岡，仙台，札幌，高松） 殿
地方検察庁次席検事（横浜，さいたま，千葉，京都，神戸，広島，福岡，仙台，
札幌，高松） 殿

最高検察庁刑事部長 池 上 政 幸

特別刑事部が取り扱う独自捜査事件の取調べの録音・録画の試行に関する
運用について（事務連絡）

標記試行については、本日付け次長検事依命通知「特別刑事部が取り扱う独自
捜査事件の取調べの録音・録画の試行について」が発出されたところですが、各
庁における試行については、録音・録画機器の整備の実情等を踏まえた上、本年
3月17日付け当職事務連絡「特別捜査部が取り扱う事件の取調べの録音・録画
の試行に関する報告について」及び本年4月26日付け当職事務連絡「特別捜査
部が取り扱う事件の取調べの録音・録画の試行に関する運用要領について」に準
じ、適切に運用するよう願います。